

○居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

はじめに

☆指定までの流れについて☆

①東京都障害者サービス情報を確認する。

今後、東京都からの情報提供は本ホームページを通じて周知します。
PCのお気に入りや保存するなどして、こまめにチェックされることを強くお勧めします。

②東京都が実施する「障害児通所支援事業所指定協議説明会」に参加申し込みの上、出席する。

(指定の日安:8月、9月、10月、11月の1日に指定を希望する場合、4月の説明会に出席する。)

③事前相談の時間を十分にとるため、原則として説明会出席後から指定希望月の4か月前までに、別添の事前調査票に必要事項を記入の上、東京都に送付する。その上で、東京都に来庁して事前相談を行う。

事前調査票に記載がない場合、また不十分な場合などヒアリングができないため、事前相談をお断りすることがあります。

来庁の際には、必ず電話にて予約してください。担当者は事前相談や出張のため不在にしていることが多く、予約がない場合には対応できません。ご協力をお願いします。

④物件や人員が要件を満たしているか、東京都に確認をとる。

賃貸物件の場合、契約締結前のご相談をお願いします。

物件や人員の要件が不足する場合、指定ができませんのでご注意ください。

⑤指定希望月の前々月までに、申請書類の提出。

物件の内装工事がある場合、指定希望月の前々月までに終わらせてください。申請書類の提出の際には、管理者と児童発達支援管理責任者の面接も行いますので同席願います。

⑥指定希望月前月に、都による現地確認。

⑦問題がなければ、指定希望月1日付で指定。

※人員基準や設備基準等に問題がある場合、指定希望月に指定できないことがあります。

※その他

上記の流れについては、状況により、順番が前後したり、現地確認等が不要になる場合もあります。相談時に確認いたします。予めご承知おきください。

《居宅訪問型児童発達支援》

【事業概要】

重度の障害等により外出が困難な障害児に対する居宅を訪問して発達支援を提供する。

対象＝重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

【根拠法令等】

○児童福祉法第六条の二の二第五項

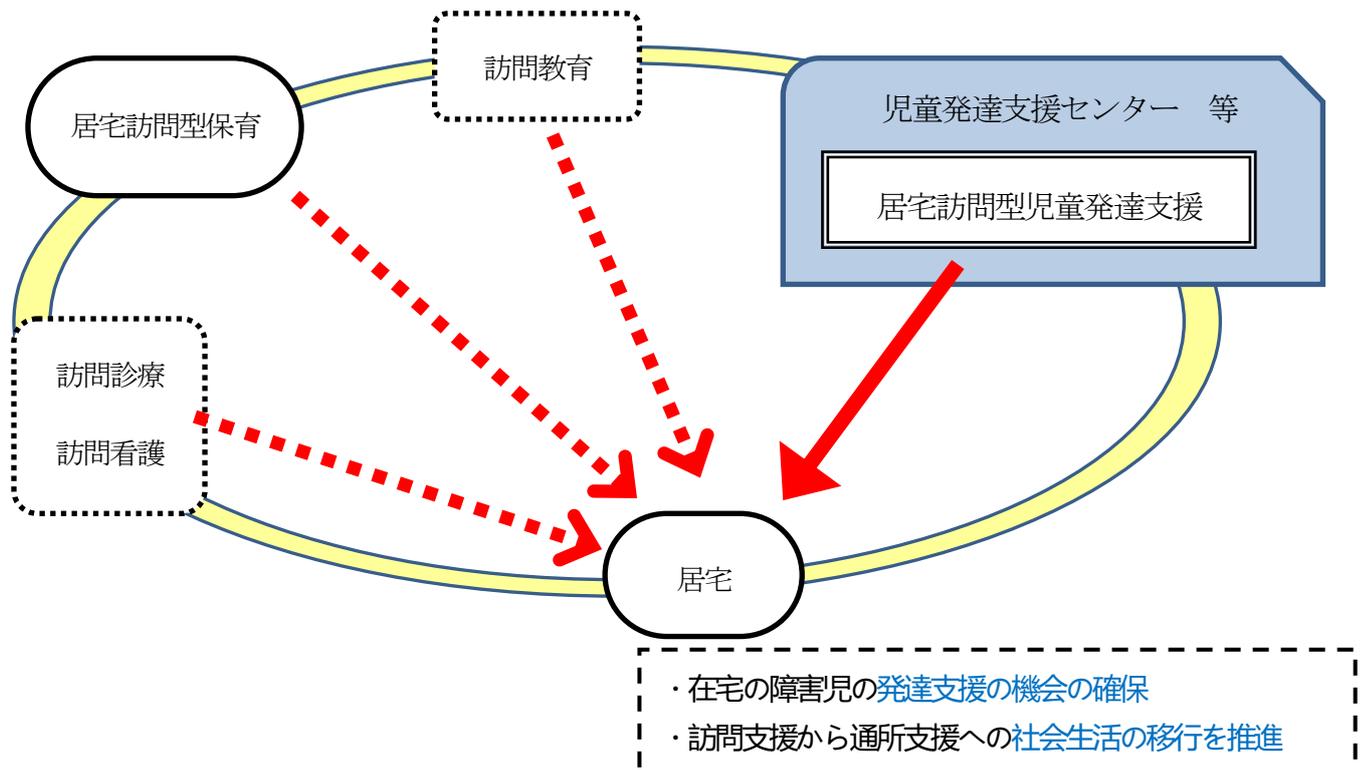
この法律で、居宅訪問型児童発達支援とは、重度の障害の状態その他これに準ずるものとして①厚生労働省令で定める状態にある障害児であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練②その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

○児童福祉法施行規則第一条の二の三

法第六条の二の二第五項に規定する厚生労働省令で定める状態は、次に掲げる状態とする。

- 一 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合
- 二 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合

【イメージ図】



【人員・設備基準】

人員基準	従業者	訪問支援員 ※①理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、保育士の資格を取得後、障害児に対する直接支援等に3年以上従事 ②児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援等に3年以上従事	事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
		児童発達支援管理責任者	1人以上（専ら当該事業所の職務に従事する者を1人以上）
	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（上記訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼務する場合を除き、他の職務との兼務可）	
設備基準	専用の区画	専用の事務室	必要な面積を有する専用の事務室が望ましいが、間仕切りする等明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない
		受付、相談等のスペース	利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を確保する ・手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること ・専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものであること（支援に支障がない場合は共用可） 	

※児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験については、東京都のマニュアル「児童発達支援事業放課後等デイサービス事業の基準等について」をご確認ください。

※設備基準については、東京都のマニュアル「児童発達支援事業放課後等デイサービス事業の基準等について」をご確認ください。原則として、3階以上の物件や地階物件、窓が無い物件での設置は避けてください。ただし、訪問系サービスのみを実施する事業所においては、安全管理上の確認ができた場合に限り、3階以上の物件であっても認める場合があります。詳細は、別途ご相談ください。

【運営基準】

・利用定員の規定なし。

・身分を証する書類の携行（基準省令第71条の11）

指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

・運営規程に定める事項（基準省令第71条の13）

指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 サービスの利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

・協力医療機関の締結（基準省令第71条の14で準用する第42条）

【給付費】

居宅訪問型児童発達支援給付費	基本給付費	1035単位
児童発達支援管理責任者欠如減算	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合 (1日につき) ※減算適用月から4か月目まで ※5か月以上連続して減算の場合	×70/100 ×50/100
居宅訪問型児童発達支援計画未作成減算	計画が作成されずにサービスが提供された場合 ※減算適用月から2か月目まで ※3か月以上連続して減算の場合	×70/100 ×50/100
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等に係る記録をしていない場合等 ※利用者全員について減算	-5単位/日
特別地域加算	中山間地域等に居住している方へサービス提供した場合	+15/100
通所施設移行支援加算	児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業所に通うために相談援助及び連絡調整を行った場合(1回を限度)	500単位
訪問支援員特別加算	一定の実務経験を有する作業療法士や理学療法士等専門職員が支援を行う場合	+679単位

《保育所等訪問支援》

【事業概要】

保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

対象＝保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児

※ 平成30年4月より、児童福祉法施行規則の改正により、「乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるもの」が追加され、乳児院や児童養護施設も訪問支援の提供が可能。

【根拠法令等】

○児童福祉法第六条の二の二第六項

この法律で、保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに入所する障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。

○児童福祉法施行規則第一条の二の五

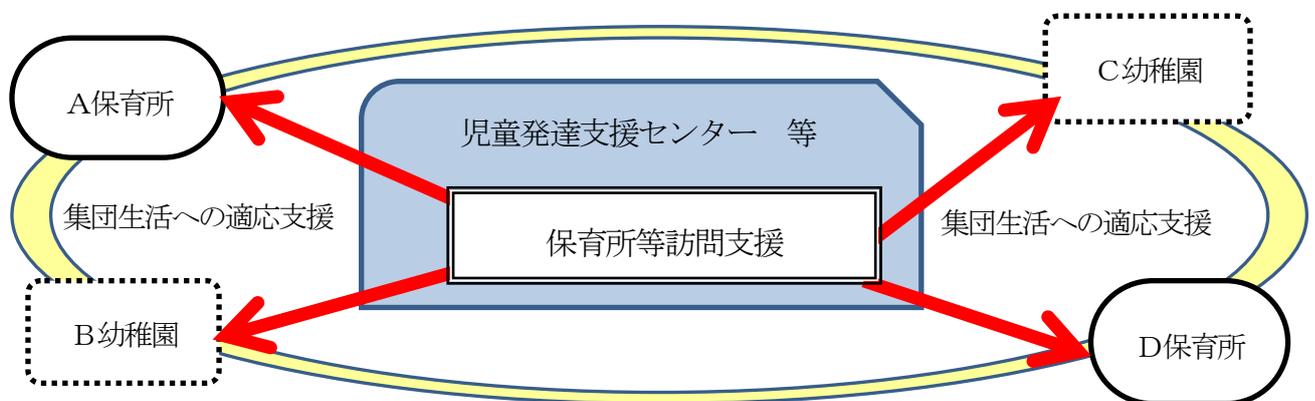
法第六条の二の二第六項に規定する厚生労働省令で定める施設は、乳児院、保育所、児童養護施設、学校教育法に規定する幼稚園、小学校及び特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設とする。

○東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営基準に関する条例第八十条

保育所等訪問支援に係る指定通所支援(以下「指定保育所等訪問支援」という。)の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて、支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

○保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書

【イメージ図】



【人員・設備基準】

人員基準	従業者	訪問支援員 ※障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者	事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
		児童発達支援管理責任者	1人以上（専ら当該事業所の職務に従事する者を1人以上）
	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（上記訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼務する場合を除き、他の職務との兼務可）	
設備基準	専用の区画	専用の事務室	必要な面積を有する専用の事務室が望ましいが、間仕切りする等明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない
		受付、相談等のスペース	利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品を確保すること ・手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること ・専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものであること（支援に支障がない場合は共用可） 	

※児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験については、東京都のマニュアル「児童発達支援事業放課後等デイサービス事業の基準等について」をご確認ください。

※設備基準については、東京都のマニュアル「児童発達支援事業放課後等デイサービス事業の基準等について」をご確認ください。原則として、3階以上の物件や地階物件、窓が無い物件での設置は避けてください。ただし、訪問系サービスのみを実施する事業所においては、安全管理上の確認ができた場合に限り、3階以上の物件であっても認める場合があります。詳細は、別途ご相談ください。

【運営基準】

・利用定員の規定なし。

・身分を証する書類の携行（基準省令第79条で準用する第71条の11）

指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

・運営規程に定める事項（基準省令第79条で準用する第71条の13）

指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 サービスの利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

【給付費】

保育所等訪問支援給付費	基本給付費	1035単位
児童発達支援管理責任者欠如減算	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合 (1日につき) ※減算適用月から4か月目まで ※5か月以上連続して減算の場合	×70/100 ×50/100
保育所等訪問支援計画未作成減算	計画が作成されずにサービスが提供された場合 ※減算適用月から2か月目まで ※3か月以上連続して減算の場合	×70/100 ×50/100
複数の障害児に支援した場合	1人の訪問支援員が同一日に同一場所で複数の障害児に支援した場合	×93/100
特別地域加算	中山間地域等に居住している方へサービス提供した場合	+15/100
初回加算	児童発達支援管理責任者が、初回又は初回の属する月に保育所等の訪問先との事前調整やアセスメントに同行した場合	200単位
家庭連携加算	障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合、月に2回を限度として加算 イ1時間未満(1回につき) ロ1時間以上(1回につき)	187単位 280単位
訪問支援員特別加算	一定の実務経験を有する作業療法士や理学療法士等専門職員が支援を行う場合	+679単位

【訪問頻度等目安】

○実施頻度の目安

2週に1回程度とされているが、対象となる子どもの状況、時期によって、頻度は変化するもの。子どもの状況により、頻度は個々に検討されるべきものである。

○終了のタイミング

転居等状況の変化のほか、目標が達成された時等。また、あらかじめ、終了の期限を設けることが可能。ただしこの場合は、契約書の重要事項説明書等に明記する必要がある。